



## 保障内容改定について

ワーカーズ・コレクティブ共済（ワーカーズ共済）は「お互いさまのたすけあい」を基本とし、「不幸にして病気になったり、ケガをして給付を受けることになった」メンバーを「元気に働ける」メンバーが助ける保障です。

共済だより 9 月号でご報告してきましたように、ワーカーズメンバーの高齢化・分配金額の増加により保険金額が 2013 年と比較し 2021 年は 2 倍となり、ワーカーズ共済（株）の現状は非常に厳しいものとなっています。

また、事業費も共済から保険事業となり支出しなければならない費目（科目）が増えています。

このような状況で、継続可能なワーカーズ共済を目指すために、2021 年 11 月から計 9 回、「ワーカーズ・コレクティブ所得保障共済制度保障検討チーム会議」を実施し、9 月取締役会において提出した改定案が承認されましたのでご報告いたします。

保障内容は現在より下方に修正となりますが、保障内容改定とともにこれまでも削減に努めてきました事業費（委託費・家賃等）のより一層の見直しを行い、安定した事業にしていきます。

休業保障の申請書類については、申請者アンケートで提出書類が多いという意見が多くみられるため、簡便化を図っていきます。

ワーカーズ共済は、メンバーが継続して働き続けることを支え、ワーカーズ・コレクティブ運動・事業の発展を目指していく所存ですので、皆様のご理解を何卒よろしくお願いいたします。

なお、改定保障内容は 2023 年 4 月 1 日効力開始となることを目指していますが、財務局の承認が必要となるため効力開始時期も改定案も予定（未定）であることをお伝えします。

代表取締役 島田 純子

## 改定についての説明会を開催します

希望ワーカーズには改定内容についての説明会を行いますので、ぜひご利用ください。（Zoom 開催可能）メンバーの方で個人的に質問したい方も以下の予定で説明会を設定しますのでお申し込みください。

### ●加入者向け説明会（Zoom）

#### 日程

- 2022/11/08（火）10～12 時
- 2022/12/17（土）10～12 時
- 2023/01/17（火）14～16 時
- 2023/02/04（土）10～12 時
- 2023/03/29（水）14～16 時



#### 参加申し込み

info@wco-kyousai.com までメールにて  
(W.Co 名・氏名記入)

#### 締め切り

開催 2 日前まで（例． 11/8 の場合は 11/6 まで）

### ●団体で説明会希望の場合

（リアル または Zoom どちらでも可能）

電話 0 4 5 - 6 6 2 - 4 3 4 6

または

メール info@wco-kyousai.com

所属連合組織名、団体名、申込者のお名前をお願いします。



## 保障内容改定案

### ① 保険料（変更なし） 現在と同様に 一律 1,000/月 とします

値上げをする、分配金によって段階的にするなど様々な意見がありましたが、全てのワーカーズメンバーが働き続けることを支えるワーカーズ共済としては、年齢・性別・分配金額に関係なく一律の保険料ということを継続していきます。

### ② 保障内容 \*太枠内保障内容を変更（保障項目は現在と同様）

| 保障項目       | 改定後の<br>保障内容  | 給付割合       | 現在の<br>保障内容 | 給付割合 |
|------------|---------------|------------|-------------|------|
| 就業中傷害      | 200万円         |            | 200万円       |      |
| 死亡保障       |               |            |             |      |
| 後遺障害保障     | 最高200万円       |            | 最高200万円     |      |
| 傷害手術保障     | 5万・10万・20万    |            | 5万・10万・20万  |      |
| 入院日額       | <b>5,000円</b> |            | 8,000円      |      |
| 入院日数       | <b>60日</b>    |            | 100日        |      |
| 通院日数       | <b>45日</b>    |            | 90日         |      |
| 休業日数       | <b>45日</b>    | <b>50%</b> | 90日         | 80%  |
| 就業外傷害・休業日数 | <b>30日</b>    | <b>50%</b> | 60日         | 60%  |
| 病 気・休業日数   | <b>30日</b>    | <b>50%</b> | 60日         | 60%  |
| 出 産・休業日数   | <b>30日</b>    | <b>50%</b> | 90日         | 50%  |
| 介 護・休業日数   | 30日           | 50%        | 30日         | 50%  |

### ③ 約款第3章 休業保障条項 第3条の改定（申請時提出書類の簡便化）

下記約款から保険金申請時に、休業前6ヶ月分の分配金明細書の提出が必要でした。

#### 現在の約款第3章休業保障条項

（平均分配金月額の定義）

第3条 本保障条項において「平均分配金月額」とは、被保険者が休業する直前6ヶ月における当該被保険者の所得（被保険者が業務の対価として得る収入から、休業することにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。）の平均月額をいいます。

申請者アンケートで提出書類が多いという意見が多くみられるため、  
申請時提出書類を**休業当月含め3ヶ月**と変更します。

